

CURES Topic

特養ホーム 4月から予想される新たな問題…

国 光 哲 夫

1月17日に、医療保険福祉審議会が介護報酬の「本単価」を諮問しました。これを読み、私は「ますます施設のお年寄り医療から遠ざけられる」と感じました。その象徴が、「特養入居者が病院に入院した場合の再入居問題」です。これは現場では以前より大問題になっていたもので、1月24日付朝日新聞でも特集を組んでいます。

概要は、今は入居者が入院しても、3ヶ月は施設に措置費（食費等除く）が来るが、介護保険では、3ヶ月間は契約は継続との枠組みは維持されたものの、介護報酬保障は6日まで、結局、入院を契機とした「退所促進」がすすむのではないかと、いうものです。この問題に関し、朝日の特集では触れていない「利用者負担の問題」と「入居者への影響」について考えます。

現行制度では、入居者が入院した場合、本人や家族が市に支払う特養ホームの費用徴収額（利用料）は、食費等は後に清算されるものの、入院期間中も支払続けなければなりません。従って、ご家族にしてみれば、高い病院の入院費を支払う一方、実際には利用していない特養ホームの利用料も払う、いわば2重払いを強いられていたの

です。事実、2重払いが経済的に耐えられず、入院を機会に、ご家族の方から自主退所の申し出があったケースもありました。これは、確かに現行制度のもつ矛盾の一つでした。

入院者数に応じて日割りで職員数を削減することはできません。言葉は適切ではありませんが『留守室維持費』として、入院期間中も措置費（食費等は除く）がくることは、終の棲家である生活施設の特養ホームにしてみれば妥当な事でした。介護保険では、『留守室維持費』は保険から出すが、6日間まで』ということです。しかし、当ホームの経験でも、現実には1週間の入院で退院できる特養入居者はいません。

利用者・家族にとって「入院期間中の2重払い」制度の廃止は確かに朗報です。施設にとっても、入院中の7日以降の無報酬期間中は内部努力でカバーできる（せざる得ない）所もあるでしょう。また介護保険とは全く別に、入居者と施設の間で、入院期間中の施設利用料金に関する私的契約を締結することを奨励する意見もあります。この点については、厚生省が「留守室維持のための私的契約は認めない」という見解

をだしました。しかし日常生活費あるいはお世話料という名の「保険外負担」に上乗せするという事にもなるかもしれません。厚生省は、ベット稼働率94%であれば、7日目を降無報酬でも、経営が成り立つ基本単価にしたとの見解です。しかし、定員の7-8%は常時入院中という実態や、空きベットが発生後の新規入所者を受け入れるまでの空白期間等を勘案すると、ベット稼働率は90%維持は高いハードルと考えています。いずれにしても施設側の都合ではなく、利用者・家族側の視点で最良の方法を選択するのみです。

次に、入居者への影響ですが、率直に言って施設側に「なるべく入院させないでもう少し様子を見よう」とする傾向が出て来るのではないかと心配しています。これは入居者の病気の重症化、手遅れという事につながりかねません。

逆に、ご本人ご家族としては、理屈では3ヶ月以内なら施設に帰れると頭では分かっていますが、終の棲家と決めてきた施設

に6日までしか財政保障がない現実に、退所の不安から「なるべく入院させないで施設で診てください」と言う心理が働くでしょう。

結果的に、必要な医療を受けられない高齢者が、特養ホームで増加する傾向が加速されるものと危惧しています。

一般論でいうと、医療のあまり必要ない人が特養ホームへ、恒常的に医療の必要ない人は、療養型施設へとということになっています。そういう自己選択権を保障するのが介護保険制度というふれこみです。しかし、そのようにクリアカットに行かないのが、高齢者の実態であり、福祉の現場です。

「長い間、働いて働いて苦勞に苦勞を重ねてきたのに、最後の時くらい安心して住める場所がほしい」これは、今回の報道を知った時の、ある入居者のご家族の言葉です。ここに込められた思いを、しっかりと受け止められる公的介護保障制度をつくりたいものです。

(特別養護老人ホームやすらぎホーム事務長)

編集後記

今年度を最後に、藤田先生、平館先生が定年退官なさいます。お二人の研究業績もさることながら、お人柄を慕って集まる学生も多かったのではないのでしょうか。本当にお疲れ様でした。そして、ありがとうございます。お二人の今後のますますのご活躍をお祈りいたしますとともに、これからも末永くおつきあいをいただけることを願っております。

(Y)

地域経済ニューズレター第52号
2000年3月1日発行

発行/金沢大学経済学部地域経済資料室
金沢市角間町(☎920-1192)

☎(076) 264-5438

編集/金沢大学経済学部
地域経済ニューズレター編集委員会

印刷所/金沢市昭和町2-2

(有)富士印刷社

☎231-2062